

鳥取県西部広域行政管理組合火災予防条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県西部広域行政管理組合火災予防条例施行規則（平成2年鳥取県西部広域行政管理組合規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(標識、表示板及び掲示板)</p> <p>第2条 条例第8条の3第1項及び第3項、第11条第1項第5号及び第3項、第11条の2第2項、第12条第2項、第13条第2項、第17条第3号、第23条第2項及び<u>第3項第2号</u>、第31条の2第2項第1号（条例第33条第3項において準用する場合を含む。以下同じ。）並びに第34条第2項第1号の規定による標識並びに第39条第4号の規定による表示板の表示基準、色、大きさ及び設置箇所は、別表第1に定めるとおりとする。</p> <p>2 [省略]</p>	<p>(標識、表示板及び掲示板)</p> <p>第2条 条例第8条の3第1項及び第3項、第11条第1項第5号及び第3項、第11条の2第2項、第12条第2項、第13条第2項、第17条第3号、第23条第2項及び<u>第4項</u>、第31条の2第2項第1号（条例第33条第3項において準用する場合を含む。以下同じ。）並びに第34条第2項第1号の規定による標識並びに第39条第4号の規定による表示板の表示基準、色、大きさ及び設置箇所は、別表第1に定めるとおりとする。</p> <p>2 [省略]</p>
備考 表中の [ ] の記載は、注記である。	

附 則

(施行期日)

この規則は、公布の日から施行する。